

# 大阪地判令和5年12月7日「不当利得返還等請求事件」

租税関係行政・民事判決集（徴収関係判決）令和5年1月～12月順号2023-20

—違法な滞納処分と不当利得返還請求権—

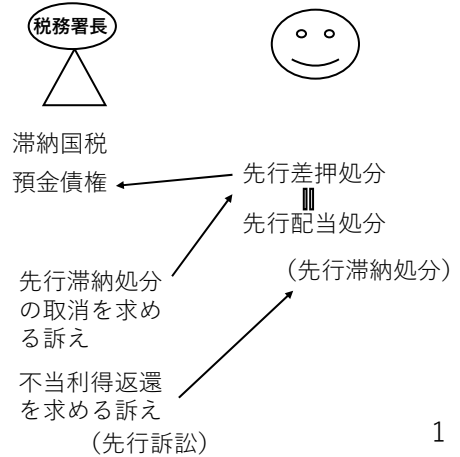
西南学院大学 石森久広

## 事案の概要

取り消されて  
いない

### (1) 先行滞納処分と先行訴訟

草津税務署長は、原告が滞納していた平成14年分申告所得税の本税及び延滞税（以下「本件滞納国税」という。ただし、金額は時点により異なる。）を徴収するため、原告が株式会社A銀行（以下「A銀行」という。）に対して有していた10万0308円の普通預金債権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえ（以下「先行差押処分」という。）、これを取り立てた上、本件滞納国税に相当した（以下「先行配当処分」という。）、先行差押処分と併せて「先行滞納処分」という。原告は、これを不服として、被告を相手に、先行滞納処分の取消し等を求めるとともに、国家賠償や不当利得返還をを求める訴え（以下「先行訴訟」という。）を提起した。



1

1

### (2) 先行訴訟控訴審判決

大阪高等裁判所は、先行訴訟につき、先行滞納処分の取消し等を求める部分は訴えの利益を欠くなどとしてこれを却下したが、本件差押処分の一部は差押禁止の趣旨に反し違法であるとして、不当利得返還請求を認容する判決（以下「先行控訴審判決」という。）をし、同判決はその後確定した。

先行控訴審判決を受けて、被告は、原告に対し、不当利得として2万5307円（以下「本件返還金」という。）を返還した。

### (3) 本件各差押処分・本件各配当処分

大阪国税局長は、令和3年5月から8月までの間に、原告の同年5月分から7月分までの給料債権を差し押さえ（以下「本件各差押処分」という。）、これらを取り立てた上、本件返還金に対応する金額を含む本件滞納国税にそれぞれ配当した（以下「本件各配当処分」といい、本件各差押処分と併せて「本件各滞納処分」という。）。

### (4) 本件各滞納処分の違法を理由とする不当利得返還請求等

これに対して、本件各滞納処分を受けた原告が、先行滞納処分は先行控訴審判決により取り消されておらず、本件滞納国税の消滅の効果は維持されており、被告が不当利得として原告に2万5307円（本件返還金）を返還したからといって、本件滞納国税のうち本件返還金に対応する部分（以下「本件返還部分」という。）が復活するものではなく、本件各滞納処分により徴収された金銭のうち本件返還金に対応する2万5307円

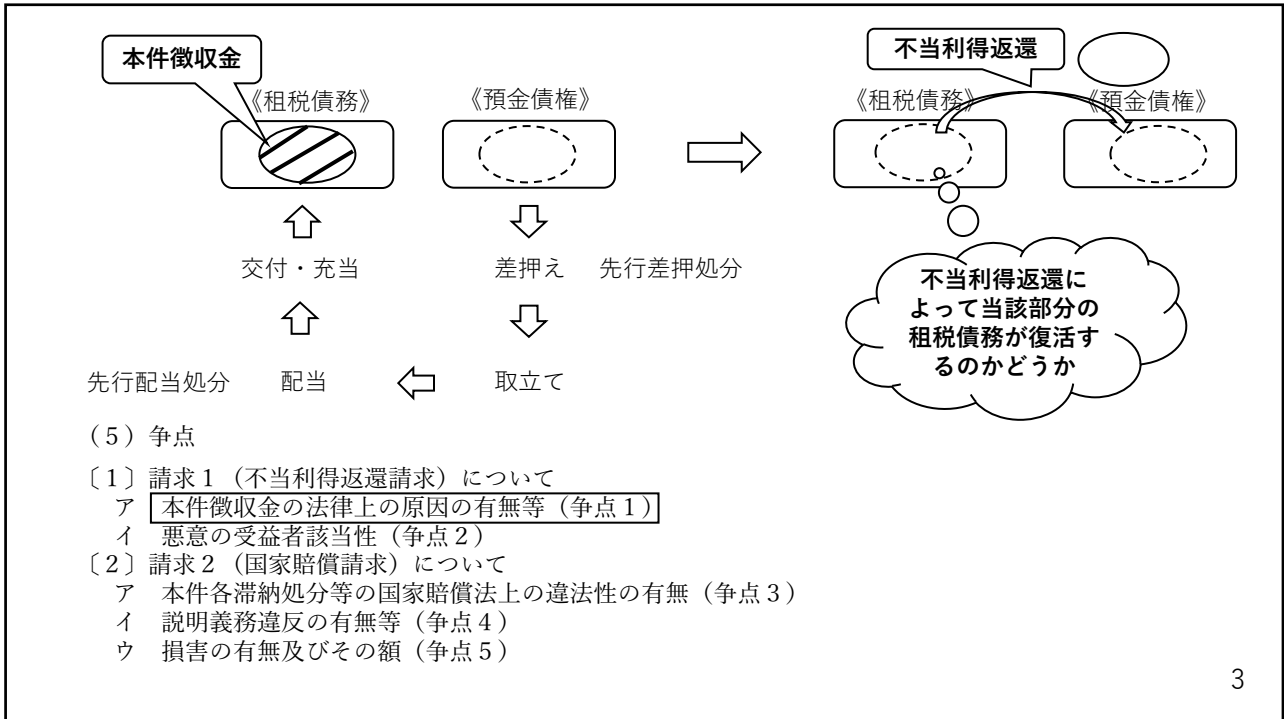
（以下「本件徴収金」という。）は、法律上の原因を欠く不当利得であり、本件各滞納処分は国家賠償法上違法であるなどと主張して、被告に対し、

〔1〕民法703条及び704条に基づき、2万5307円（本件徴収金相当額）及びその利息の支払を求めるとともに、不当利得返還請求

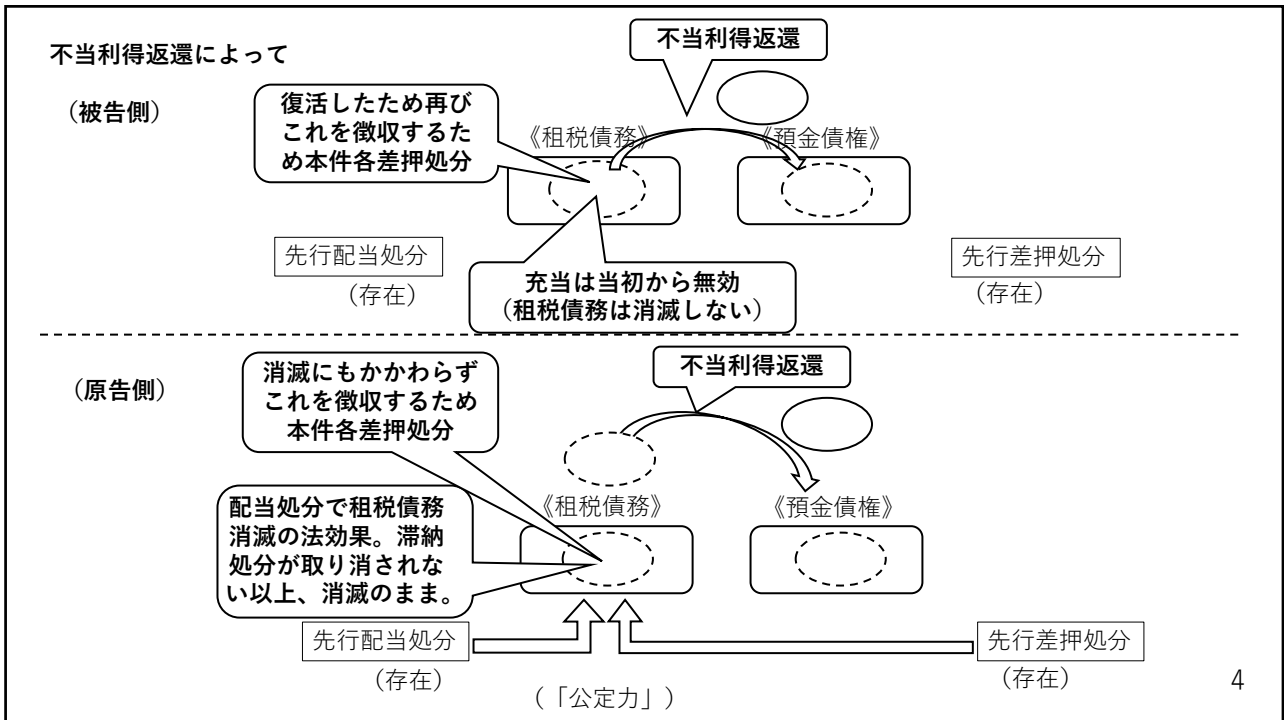
〔2〕国家賠償法1条1項に基づき、130万円（慰謝料100万円及び弁護士費用30万円）及びその遅延損害金の支払をを求める事案である。

2

2



3



4

### 原告側の主張

差押禁止の趣旨に反する違法な差押処分がされ、これに基づく配当処分がされ、誤って充当がされた場合でも、充当による租税債務の消滅という法的効果は生じ、これを是正するためには、配当処分の取消し又は無効確認が必要である（なお、本来、充当は行政処分性を有するというべきであるが、差押処分及び配当処分と独立して充当の効力を争わせる必要がないことを理由にその行政処分性を否定するのであれば、配当処分の取消し又は無効確認がされていない以上、配当計算書のとおりに充当の法的効力が生じて確定すると考えるのが自然である。）。

本件において、先行差押処分及び先行配当処分（先行滞納処分）は、先行控訴審判決によって取り消されておらず、その効力が維持されていることから、本件滞納国税の本件返還部分は、先行配当処分及びこれに基づく充当の法的効力によって消滅している。被告が2万5307円の不当利得（本件返還金）を原告に返還しても、そのことによって先行配当処分及びこれに基づく充当の法的効力が覆されるものではなく、既に消滅した本件滞納国税（本件返還部分）が復活することはない。

したがって、本件各滞納処分において、本件徴収金（2万5307円）に対応する租税債務（本件滞納国税のうち本件返還部分）は存在せず、被告は、本件徴収金を法律上の原因なく利得し、原告は損失を被った。

5

5

### 被告側の主張

税務署長には、滞納者の責任財産ではない財産に対する差押処分等に係る金銭等を当該差押えに係る国税等に充てて、実体法上租税債務を消滅させる権限は与えられていない。したがって、差押禁止の趣旨の反する差押処分がされ、それに続いて配当処分及び充当がされたとしても、差押禁止の趣旨に反する部分については、充当の法的効力（租税債務の消滅）が当初から生じない。また、そのような意味で、当該充当は「無効」であるともいえる。

先行控訴審判決は、先行差押処分のうち差押可能金額を超える部分（2万5307円）は違法であり、被告は同額についてこれを保有すべき法律上の原因を有しないこととなるとして、被告に対し、不当利得として、原告の請求額である2万4404円の支払を命じ、この判決が令和元年10月16日に確定したことから、被告は、確定した延滞税に充当した3万5286円のうち2万5307円について、実体法上これを延滞税に充当することができず、保持し得ないこととなった。このため、被告は、同年11月8日、原告に対し、2万5307円（本件返還金）を支払った。このように、被告は、本件返還金に係る2万5307円について、実体法上これを本件滞納国税に充当することができないため、本件滞納国税のうち本件返還部分の消滅の効果は、先行配当処分に基づく充当の当初から生じていない。

したがって、本件各滞納処分の時点において、本件滞納国税のうち本件返還部分は消滅することなく存在していたのであり、被告は、本件徴収金を法律上の原因なく利得したのではない。

6

6

**判旨** (裁判官：徳地淳・太田章子・牛濱裕輝)

### 争点1 (本件徴収金の法律上の原因の有無等) について

#### (1) 問題の所在

「原告は、要旨、差押禁止の趣旨に反する違法な差押処分がされ、これに基づく配当処分がされ、誤って 充当がされた場合でも、充当による租税債務の消滅という法的効果は生じ、これを是正するためには、配当処分の取消し又は無効確認が必要であると主張し、

他方、被告は、要旨、差押禁止の趣旨に反する差押処分がされ、それに続いて配当処分及び充当がされたとしても、差押禁止の趣旨に反する部分については、充当の法的効力(租税債務の消滅)が当初から生じない旨主張する…。

そこで、本件徴収金が被告の不当利得となるか否かについては、差押処分が差押禁止の趣旨に反し違法であるが、差押処分及び配当処分が取り消されていない場合に、配当処分に基づく充当により租税債務の消滅という法的効果が生じるのか否かを検討する必要がある。」

7

7

#### (2) 差押処分及び配当処分の法的効果等 (前提)

「…滞納処分としての差押処分及び配当処分の法的効力は、

滞納者の責任財産のうちから滞納処分の対象とすべき財産を選択・特定してその事実上又は法律上の処分を禁止し、

当該差押財産の換価代金等(債権の場合は第三債務者から取り立てた金銭)を法定の順序に従って租税その他の一定の債権に配分することにあるが、

差押処分及び配当処分の法的効力はその限度にとどまり、

差押処分及び配当処分それ自体によって、租税債務の消滅という実体法上の効力が生じるものではなく、

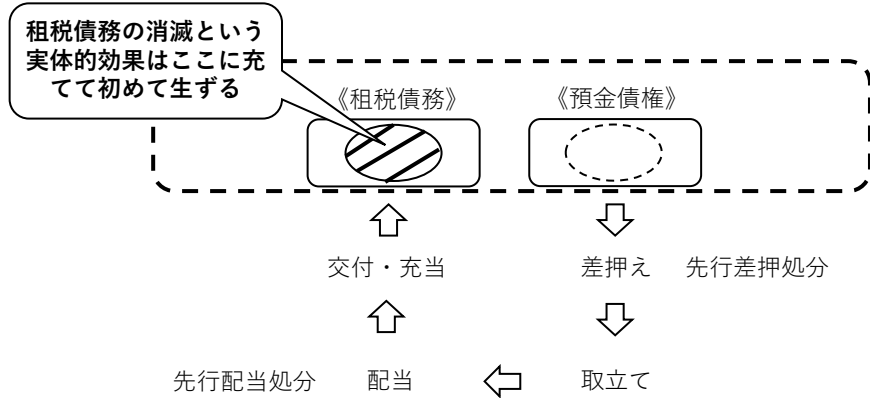
配当処分に基づいて配分された金銭が租税債務に充当されること(国税徴収法129条6項の「充てる」)によって初めて、租税債務の消滅という実体法上の効力が生じるものと解される

(最高裁令和3年6月22日第三小法廷判決・民集75巻7号3124頁も上記のような理解を前提にしているものと解される。法曹時報74巻10号138頁以下参照。)」

8

8

本判決



9

9

(3) 充当の行政処分性

「「処分」には該当しない」

(4) 差押禁止の趣旨に反する違法な滞納処分に基づく充当の効力

「ア 滞納処分は、滞納者の租税債務の履行の引当てとなるべき責任財産から租税を徴収する手続であるから、滞納者の責任財産に含まれない財産によって租税債務を消滅させることはできないというべきであり、差押財産が滞納者の財産ではない（第三者の財産である）場合はもとより、当該差押財産が国税徴収法76条等の差押禁止財産に該当する場合においても、当該差押財産の換価代金等を租税債務に充当することはできないと解するのが相当である。

したがって、外形的に、滞納処分による配当金を租税債務に充当する処理がされていたとしても、その配当金が滞納者の責任財産に含まれない財産の換価代金等である場合には、上記の充当処理は、先行する差押処分や配当処分の取消し等を経るまでもなく当然に無効であって、この充当処理により租税債務の消滅という実体法上の効力は生じないというべきである。

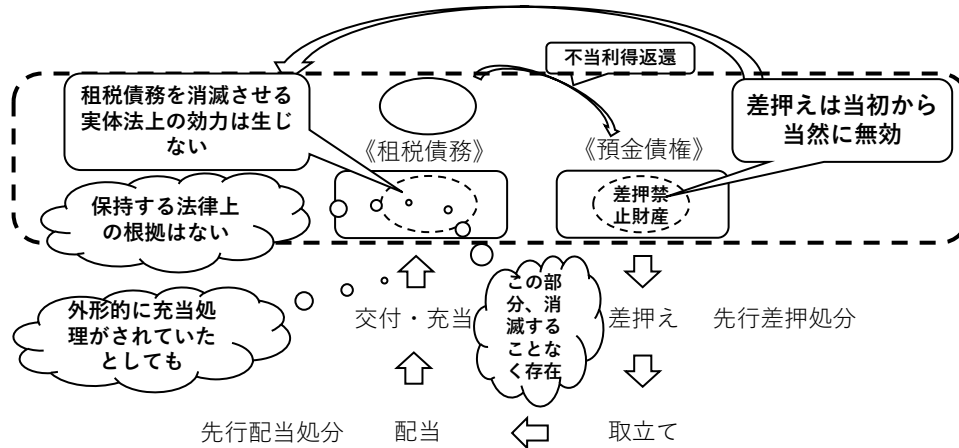
そして、このような租税債務に充当することのできない配当金（滞納者の責任財産に含まれない財産の換価代金等）については、被告においてこれを保持する法律上の根拠がないから、不当利得としてその権利者に返還すべきものと解される（特定の財産から国が徴収し得ざる税金を徴収することは、国について不当利得が成立することは疑いがないとした最高裁昭和39年3月16日第二小法廷判決・集民72号505頁参照。）」

イ (略)

10

10

本判決



11

11

「ウ 本件において、先行差押処分のうち給与としての差押可能金額を超える部分は、国税徴収法76条の差押禁止の趣旨に反する違法なものであることから（先行控訴審判決…等参照）、草津税務署長は、先行差押処分に係る取立金のうち2万5307円（本件返還金相当額）については、本件滞納国税に充当することができず、外形的には充当処理がされていたとしても、本件滞納国税の消滅という実体法上の効力は生じない。

したがって、本件各滞納処分の時点において、本件滞納国税のうち本件返還部分は消滅することなく存在していたというべきであるから、被告が、本件返還部分に相当する本件徴収金を、法律上の原因なく利得しているとは認められない。」

(5) 原告の主張について

「原告は、差押禁止の趣旨に反する違法な差押処分がされ、これに基づく配当処分がされ、誤って充当がされた場合でも、充当による租税債務の消滅という法的効果は生じ、これを是正するためには、配当処分の取消し又は無効確認が必要である旨主張する。」

「しかし、上記(2)のとおり、滞納処分に係る租税債務の消滅という実体法上の効力は、差押処分や配当処分ではなく、配当金の租税債務への充当によって生じるものと解される。そして、上記(4)のとおり、その配当金が滞納者の責任財産に含まれないものである場合には、その配当金に係る充当は、先行する差押処分や配当処分の取消し等を経るまでもなく当然に無効であって、この充当(処理)により租税債務の消滅という実体法上の効力は生じないものと解される。

そうすると、差押禁止の趣旨に反する違法があることにつき、先行配当処分の取消しや無効確認を経なくても（なお、差押禁止の趣旨に反する差押処分やこれに基づく配当処分が当然に無効となると解すべきかについては議論の余地があるが、いずれに解しても本件の結論は左右されない。）、差押禁止の趣旨に反する部分の充当は無効となり、租税債務の消滅という法的効果は生じないというべきであるから、原告の上記主張は採用することができない。」

12

12

「原告は、上記の主張に関し、国税徴収法129条2項の「充てる」（充当）の場合には滞納者に不服申立ての教示を含む充当の通知がされることなどを指摘し、充当には処分性があると解すべきであるとか、それでもなお同条6項の充当について処分性を認めない運用がされているのは、その前提となる配当処分において不服申立ての機会が与えられているからであり、配当処分が無効又は取り消されていない以上、配当計算書のとおり充当の効果が生じると解さなければならないなどと主張する…。」

「しかし、上記（3）のとおり、国税徴収法129条6項の充当（充てる）は、抗告訴訟の対象となる処分には該当しないというべきであるところ、そのように解すべき理由は、同項の充当は、私法上の弁済充当と異なる性質のものであり、国税徴収法においてこれを抗告訴訟の対象とする立法政策が採用されているともいえないからであって、原告が指摘する「差押処分及び配当処分と独立して充当の効力を争わせる必要がないこと」を直接の理由とするものではないから（なお、**先行控訴審判決や本判決の立場からすれば、差押禁止の趣旨に反する部分の充当の効力については、配当処分の取消訴訟等ではなく、不当利得返還請求訴訟において直接審理されることになる。**）、原告の上記主張はその前提を誤るものであって採用することができない。また、同条2項の充当における取扱いは、同条6項の充当に係る上記判断を左右するものではない。」

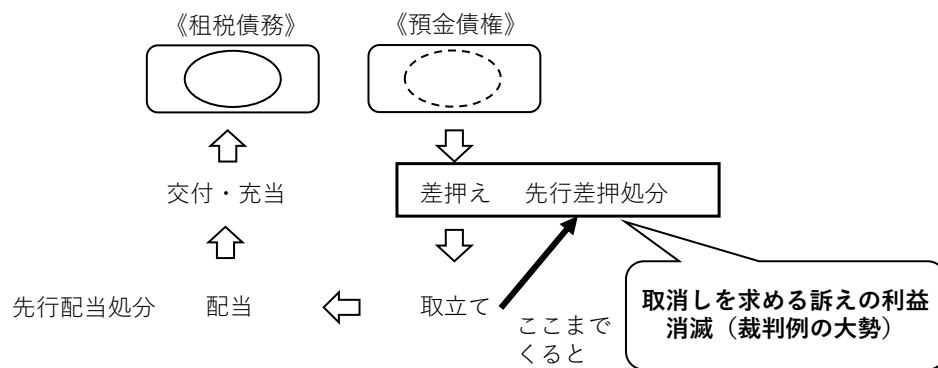
(6) 小括

「以上によれば、本件各滞納処分の時点において、本件滞納国税のうち本件返還部分は消滅することなく存在していたというべきであるから、被告が、本件返還部分に相当する本件徴収金を、法律上の原因なく利得しているとは認められない。」

検討

(違法だが取り消されていない滞納処分の傍ら不当利得返還請求が認められる理由付けの確認)

1. 差押処分の取消しの訴えの利益－取立て・配当により消滅するか



## ○ 国税徴収法

(差押の要件)

**第四十七条** 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日まで  
に完納しないとき。

二 (略)

2～3 (略)

(給与の差押禁止)

**第七十六条**① 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。（以下、略）

一 所得税法第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整）、第九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の法令の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税並びに森林環境税に相当する金額

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

四 (略)

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

15

15

(差し押えた債権の取立)

**第六十七条** 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2 (略)

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4 (略)

(配当すべき金銭)

**第二百二十八条** 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一 (略)

二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

三～四 (略)

2 (略)

(配当の原則)

**第二百二十九条** 前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一 差押えに係る国税（以下、略）

二～四 (略)

2～5 (略)

6 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

(換価代金等の交付)

**第三百三十三条**① 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従つて換価代金等を交付するものとする。

16

16

差押処分の取消しを求める訴えの利益

国税不服審判所長の裁決はすべて申立ての利益消滅

No	支部	裁決番号	裁決年月日	対象
⑦	熊本	令010007	令和2・6・24	差押処分
⑥	東京	平300056	平成30・10・29	配当処分
⑤	大阪	平240082	平成25・6・21	差押処分
④	大阪	平240083	平成25・6・21	差押処分
③	広島	平240008	平成24・11・15	差押処分
②	金沢	平140004	平成14・12・19	差押処分
①	東京	平110022	平成11・10・20	差押処分

### 差押処分の取消しに係る訴えの利益は消滅しないとした稀有な裁判例（その1）

大津地判平成31・2・7

「……徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効自体は目的を達して消滅することになるが、これに続いて行われる取立てに係る金銭の配当は、差押えに係る国税にされることになるのであるから、債権差押処分には、税務署長が滞納国税の徴収として配当を受け、これを保持する地位にあることを根拠付けるという効力が残存することになる。換言すると、納税義務の成立・確定が争われていない場合、債権差押処分が手続的に違法であるとしても、その効力が取り消され、あるいは、無効とされない限り、取立てに係る金銭の配当を受けた税務署長による滞納国税の徴収について、配当を受けて保持する法律上の根拠・理由が失われることはない。」

17

17

### 控訴審は否定

大阪高判令和1・9・26

佐藤英明「判批」TKC税研情報30巻1号（2021年）1頁以下、8頁  
「下級審裁判例においてはこの判断が定着したものと見て良い」

「徴収職員が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになり、債権差押処分が、その後に配当を受けた金員を保持し続ける権限を基礎付けるものではなく、差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもないのであって、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利に扱う法令の規定も存在しない。」

「滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、債権差押処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって債権差押処分の存在が障害となるものではない。」

「控訴人は、本件差押処分の取消しを経ることなく、本件差押処分が国税徴収法の差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができるから、〔1〕本件差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定しても、結果として違法な差押えを助長する結果となるとはいえないし、〔2〕本件差押処分が取り消されることが控訴人の損失回復の前提条件となるものではない。」

18

18

差押処分の取消しに係る訴えの利益は消滅しないとした稀有な裁判例（その2）

本判決の裁判官：  
徳地淳・太田章子・牛濱裕輝

本件先行訴訟第1審：大阪地判令和4・11・24（裁判官：徳地淳 新宮智之 太田章子）

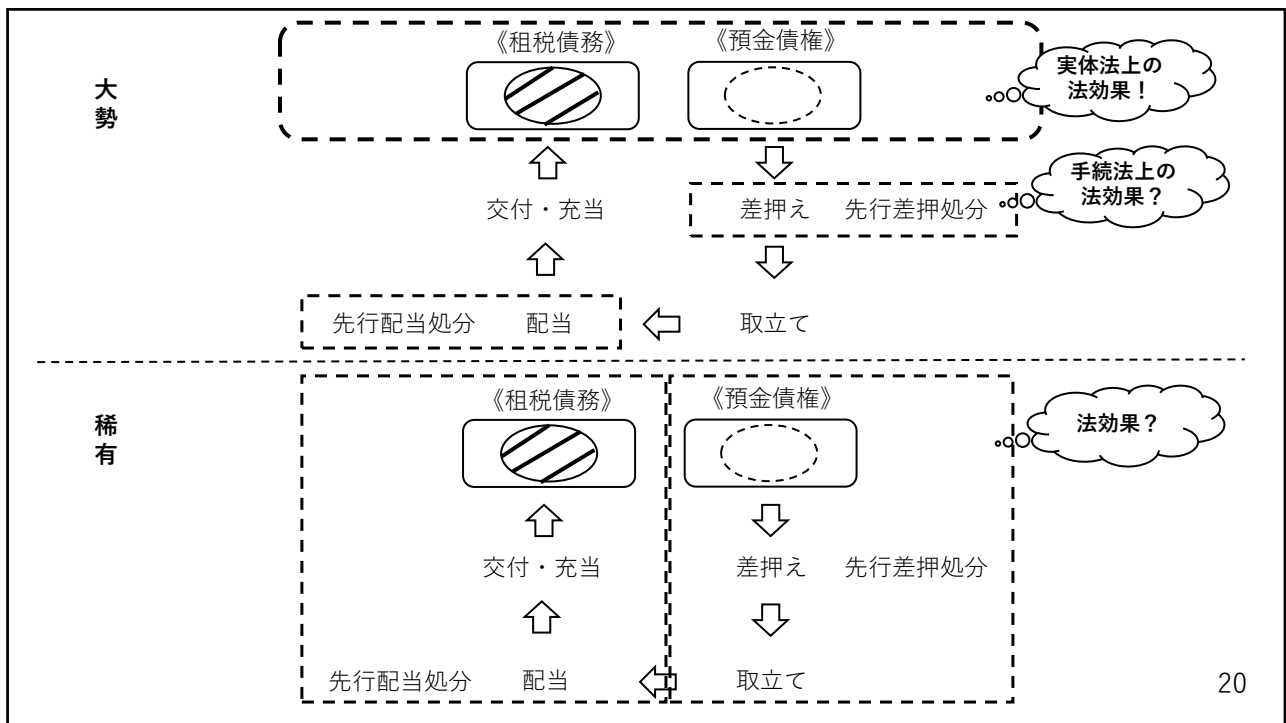
「上記……の大阪高裁判決〔大阪高判令和1・9・26〕は、訴えの利益を否定する理由として、債権差押処分の取消しを経なくとも、当該処分が差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができる（すなわち、債権差押処分が取り消されることは損失回復の前提条件ではない）ことを挙げるが、行政処分は無効であるか又は取り消されない限り有効なものとして取り扱われるのであるから、単に債権差押処分が違法であるというだけでは、取立権限（弁済の受領権限）が失われて法律上の原因を欠くことにはならず、不当利得返還請求権を行使することはできないのではないかという疑問があり、その点の疑問を払しょくすることができない。」

控訴審は否定

既判力

本件先行訴訟控訴審：大阪高判令和5・5・11

「これらの規定〔地方税法が準用する国税徴収法62条1項ないし3項、67条1項、3項〕に鑑みれば、債権差押処分は、差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達し、その法的効果が消滅するものと解される。そして、その後、債権差押処分が取り消されたとしても、差し押さえられた債権が復活すると解すべき規定や根拠はなく、債権差押処分がされたことを理由として滞納者に不利益を課す法律上の規定も存在しない（なお、債権差押処分の効果は、上記のとおりであって、これを超えて、課税主体に対し、滞納者との関係において、取立てにより税を徴収したものとみなされた金員を保持する権限を与えるものではないと解されるから、債権差押処分が違法であると主張する者は、債権差押処分の取消しを要することなく、直接に不当利得返還請求又は国家賠償請求を行うことができると解される。）。」 19



No.	裁判例	所収			
④③	東京地判令和6・2・14	LEX/DB 25613627	②	大阪地判平成29・5・25	判自437号28頁
④②	<b>大阪地判令和5・12・7</b>	LEX/DB 25622988	②	東京地判平成28・9・23	裁判所ウェブサイト
④①	東京地判令和5・8・31	LEX/DB 25622985	②-2	東京高判平成28・11・29	D1-Law 28250092
④①-2	<b>大阪高判令和5・5・11</b>	裁判所ウェブサイト	②-1	静岡地判平成28・6・17	D1-Law 28250091
④①-1	<b>大阪地判令和4・11・24</b>	裁判所ウェブサイト	②	静岡地判平成27・12・25	LEX/DB 25541941
③②-2	大阪高判令和4・4・22	LEX/DB 25620386	②-2	東京高判平成28・4・14	D1-Law 28241448
③②-1	大阪地判令和3・9・28	LEX/DB 25595688	②-1	東京地判平成27・9・17	D1-Law 29014050
③②	大阪地判令和3・9・28	LEX/DB 25595687	②-2	大阪高判平成27・10・23	LEX/DB 25547317
③②-2	東京高判令和4・10・26	LEX/DB 25595011	②-1	大阪地判平成27・4・23	LEX/DB 25547316
③②-1	千葉地判令和3・7・27	LEX/DB 25595012	②-2	東京高判平成27・3・11	LEX/DB 25547015
③②-3	東京高判令和4・2・8	LEX/DB 25620379	②-1	東京地判平成26・9・25	LEX/DB 25521868
③②-2	東京高判令和3・11・25	LEX/DB 25595678	②-2	高松高判平成26・11・4	LEX/DB 25544317
③②-1	東京地判令和3・4・23	LEX/DB 25589443	②-1	高松地判平成26・6・11	LEX/DB 25544432
③②	東京地判令和2・9・25	LEX/DB 25592934	②-2	広島高判松江支平成25・11・27	判自387号25頁
③④	東京地判令和1・7・3	LEX/DB 25559518	②-1	鳥取地判平成25・3・29	判自373号9頁
③③	横浜地判平成31・4・17	LEX/DB 25569769	②-2	東京高判平成25・5・22	LEX/DB 25506510
③②	東京地判平成31・4・11	LEX/DB 25581577	②-1	東京地判平成25・1・17	LEX/DB 25506497
③②-2	<b>大阪高判令和1・9・26</b>	LEX/DB 25564563	②	大阪地判平成24・7・26	裁判所ウェブサイト
③②-1	<b>大阪地判令和31・2・7</b>	LEX/DB 25564562	②-2	仙台高判平成24・7・10	LEX/DB 25482511
③②-3	最判令和2・6・26	裁判所ウェブサイト	②-1	盛岡地判平成24・2・17	LEX/DB 25482512
③②-2	東京高判令和31・3・27	判自453号32頁	②-2	東京高判平成24・10・24	LEX/DB 25503592
③②-1	さいたま地判平成30・9・26	判自453号36頁	②-1	東京地判平成24・2・8	LEX/DB 25491695
②⑨	東京地判平成30・6・27	LEX/DB 25555316	②	東京地判平成22・4・23	LEX/DB 25501302
②⑧-3	最決平成31・3・28	LEX/DB 25569759	②	大阪地判平成19・11・28	判自306号21頁
②⑧-2	福岡高判令和30・9・28	LEX/DB 25565504	②	大阪地判平成15・11・25	判自266号46頁
②⑧-1	大分地判平成30・3・30	LEX/DB 25565469	②-2	大阪高判平成13・7・31	LEX/DB 28102176
②⑦-2	東京高判令和30・12・19	判自448号17頁	②-1	大阪地判平成12・11・30	LEX/DB 28091524
②⑦-1	前橋地判平成30・2・28	判自438号46頁	⑤	高松地判平成9・3・17	LEX/DB 28022152
②⑥	前橋地判平成30・1・31	判時2327号21頁	④	東京地判平成8・10・30	LEX/DB 28030317
②⑤-2	仙台高判令和30・7・18	LEX/DB 25565574	③	神戸地判平成8・2・21	訟月43巻4号1257頁
②⑤-1	仙台地判平成29・11・7	LEX/DB 25563658	②-3	最判平成7・2・10	LEX/DB 22007751
②④	大阪地判平成29・8・24	LEX/DB 25563653	②-2	広島高判松江支平成6・3・30	LEX/DB 22007812
②③	東京地判平成29・7・6	LEX/DB 25555660	②-1	松江地判平成5・9・29	LEX/DB 22007780
			①	神戸地判平成5・3・29	判自128号16頁

理由α「差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅」

③⑦千葉地判令和3・7・27、③⑤東京地判令和2・9・25、③③横浜地判平成31・4・17、③①さいたま地判平成30・9・26、②⑦-1大阪地判平成27・4・23（②⑦-2大阪高判平成27・10・23も支持）、②⑤-1高松地判平成26・6・11（②⑤-2高松高判平成26・11・4も支持）、②③-1東京地判平成25・01・17、②①-1東京地判平成24・2・8（②①-2東京高判平成24・10・2も支持）、②①東京地判平成22・4・23、②①大阪地判平成19・11・28、②①大阪地判平成12・11・30、②①大阪高判平成13・7・31、②①高松地判平成9・3・17、②①神戸地判平成5・3・29、②④東京地判令和5・8・31、③②-1大阪地判令和3・9・28、③②-2大阪高判令和4・4・22、②⑤-1仙台地判平成29・11・7（②⑤-2仙台高判平成30・7・18も支持）、②⑥-1東京地判平成26・9・25、②④東京地判平成8・10・30、③③大阪地判令和3・9・28、②⑦-1前橋地判平成30・2・28、②②大阪地判平成24・7・26、②④東京地判令和6・2・14、②①-2大阪高判令和5・5・11、③①-2大阪高判令和1・9・26、③②東京地判平成31・4・11、②⑥前橋地判平成30・1・31、②④大阪地判平成29・8・24、②②大阪地判平成29・5・25、②①静岡地判平成28・6・17（②①-2東京高判平成28・11・29も支持）、②⑨静岡地判平成27・12・25、②①-1東京地判平成27・9・17（②①-2東京高判平成28・4・14も支持）、②④-2広島高判松江支部平成25・11・27、②①-1盛岡地判平成24・2・17、②⑧-1大分地判平成30・3・30、②⑧-2福岡高判平成30・9・28、②①東京地判平成28・9・23、③⑥-1東京地判令和3・4・23（③⑥-2東京高判令和3・11・25）

理由αに加え理由β「原告は、本件差押処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができるのであるから、法的にみて、原告の救済手段を欠くことにはならない」

②①-2大阪高判令和5・5・11、③④東京地判令和1・7・3、③①-2大阪高判令和1・9・26、②⑨東京地判平成30・6・27、②⑦-1前橋地判平成30・2・28、②⑥前橋地判平成30・1・31、②⑨静岡地判平成27・12・25、②⑥-2東京高判平成27・3・11、②③神戸地判平成8・2・21、②①-2広島高判松江支部平成6・3・30、②①-1松江地判平成5・9・29

## 一方

### 2. 配当処分の取消しの訴えの利益－充当により消滅するか

#### 判断は分かれている

訴えの利益は消滅すると解する裁判例として、

⑳-1前橋地判平成30・2・28（㉑-2東京高判平成30・12・19もこの判断につき支持）、㉒-1大阪地判平成27・4・23（㉓-2大阪高判平成27・10・23も支持）、㉔-2広島高判松江支部平成25・11・27、㉕-1東京地判平成25・1・17

訴えの利益は存続する（または、存続を前提とし、もしくは存続の可能性がある）と解するものとして、  
裁判例㉖平成30・10・29判決、㉗-1さいたま地判平成30・9・26（㉘-2東京高判平成31・3・27も支持）、㉙東京地判平成29・7・6、㉚-1鳥取地判平成25・3・29、㉛-2東京高判平成25・5・22

#### 消滅の理由

㉑-1前橋地判平成30・2・28

「滞納処分手続における配当処分が取り消された場合、処分行政庁は、配当を受けた受領者に対して、配当金の返還を求め得ることになるが、これにより再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収した場合などを除き、直ちに滞納処分を受けた滞納者に対し、当該配当処分に係る取り立てた金員を返還する義務を負うものではない。」「このように解しても、原告は、本件差押処分及びその後続処分である本件配当処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができるのであるから、法的にみて、原告の救済手段を欠くことにはならない。」とし、差押処分の場合と同様に考えられている。

23

23

#### 存続の理由

##### 裁判例㉖

「換価代金等の交付期日が経過し、換価代金等の交付が終了すると、配当処分はその目的を完了して処分の効力が消滅したと解されるが、その場合であっても、配当処分の取消しにより、税務署長は、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになると解されるから、処分の名宛人は、配当金額の交付を受け得る地位を回復することとなり、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するということが出来る。」

裁判例㉗-1さいたま地判平成30・9・26

「…各規定によれば、換価代金等に係る配当処分は、強制徴収手続の最終的な段階において、換価代金等の交付先を定めるものであり、その処分の内容には、当該手続において滞納者に対して交付すべき残余の金銭の存否を決定するという部分も含まれ、配当処分は、強制徴収手続における換価代金等の帰属先を決定するという法的効果を有するものと解される。そして、既に配当処分に基づく換価代金等が交付され、強制徴収手続が終了しているとしても、滞納者に対する配当処分の上記のような法的効果が失われるわけではないと解される。」

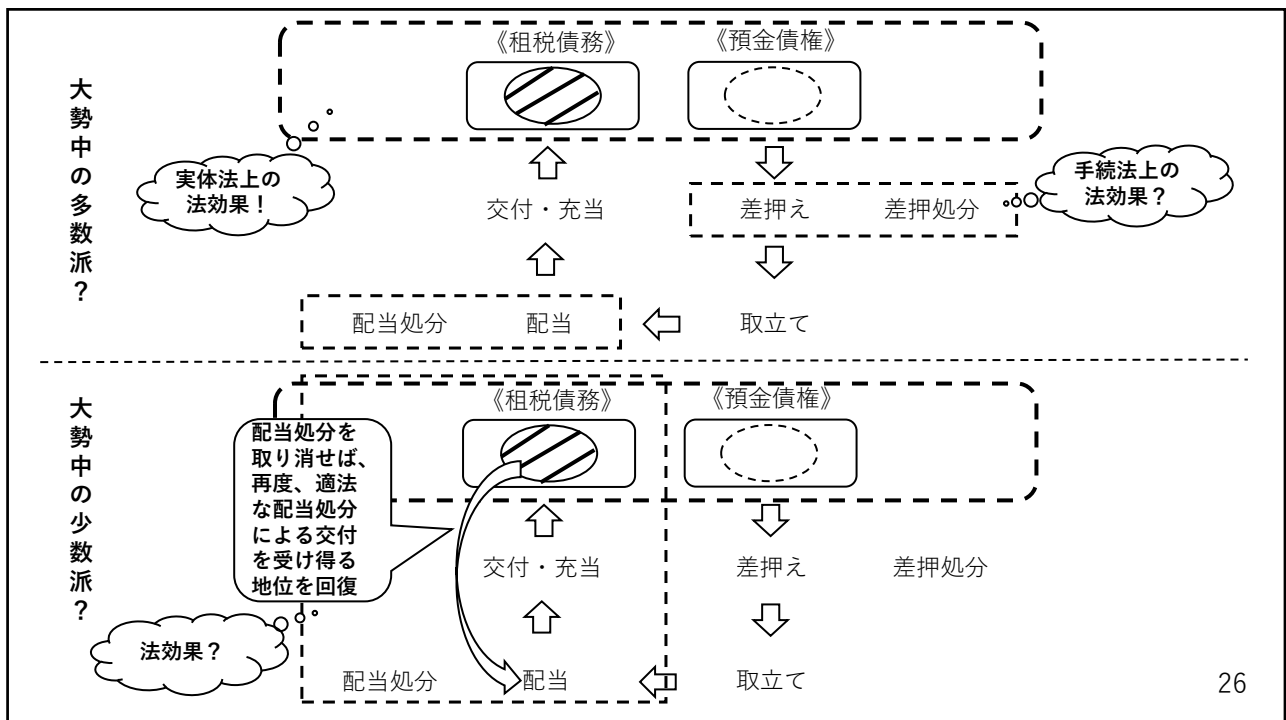
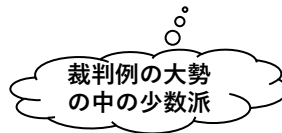
なお、㉙東京地判平成30・6・27が、差押処分の違法を主張する滞納者は取立てが完了した後、取立てに係る金銭が不当利得であるとして直ちに返還を請求することが可能であるが、「ただし、配当処分等がされた後においては、当該配当処分等の取消判決を得てそれらの法的効果を失わせておく必要がある。」とし、「このように…違法な債権差押処分にに基づく不当利得（取立てに係る金銭等）の返還義務は、差押処分の取消判決の拘束力とは無関係に生ずるものと解される」としているのも、差押処分と配当処分のもつ法的効果の質的な違いを窺わせる。

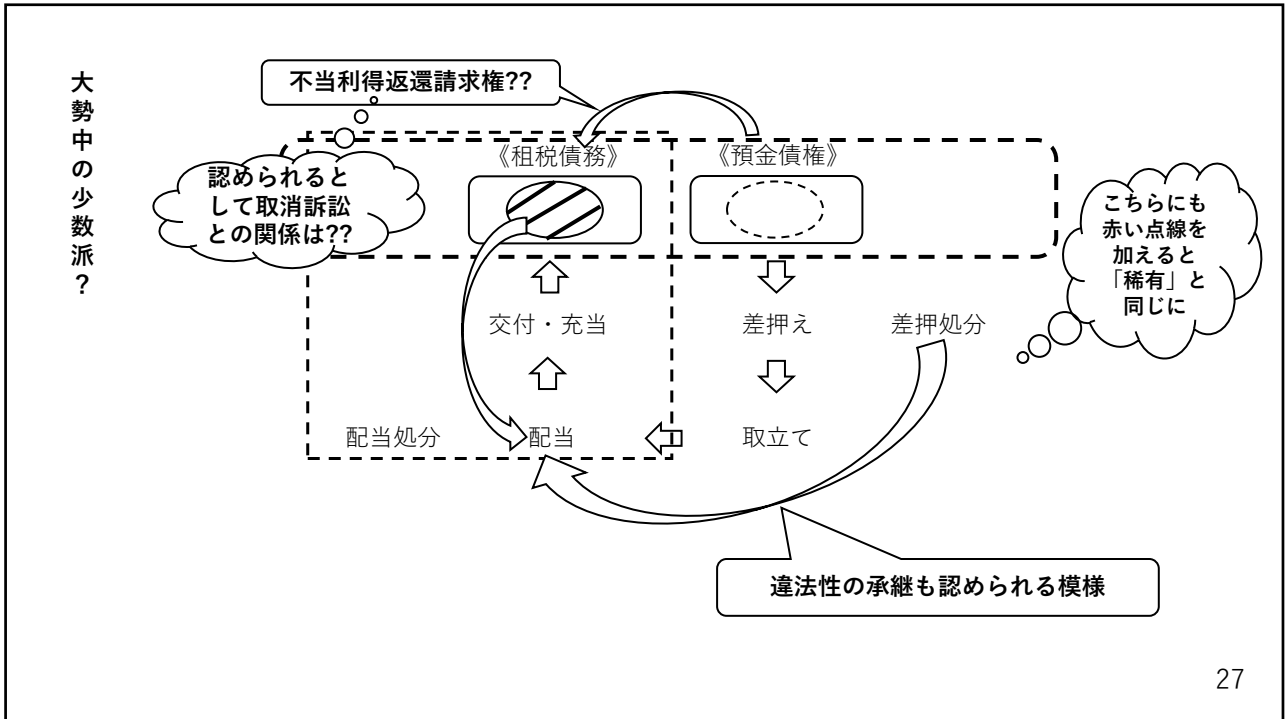
24

24

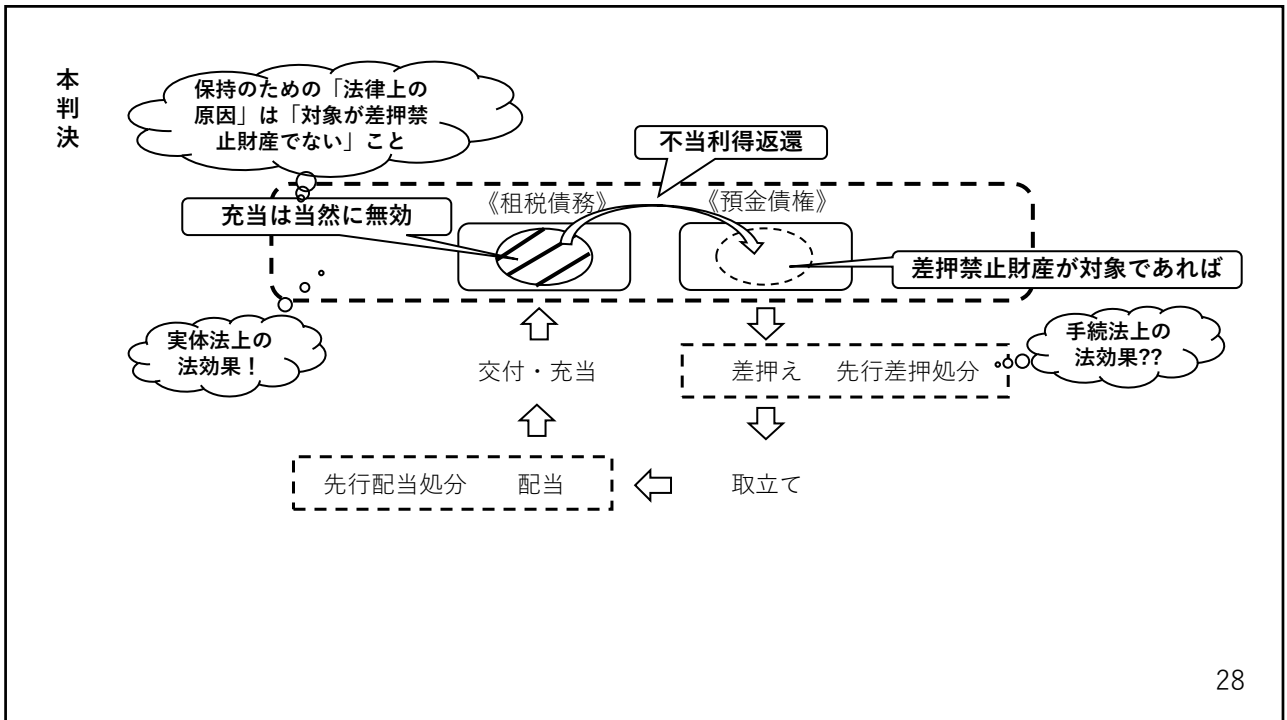
判旨：配当「処分の内容には、…滞納者に対して交付すべき残余の金銭の存否を決定するという部分も含まれ、配当処分は、強制徴収手続における換価代金等の帰属先を決定するという法的効果を有するものと解される。…強制徴収手続が終了しているとしても、滞納者に対する配当処分の上記のような法的効果が失われるわけではない。」

近藤：「同種の裁判例が配当処分の法的効果がなくなったことを前提に「回復すべき法律上の利益（…）の有無を検討しているのに対して、法的効果の存続に着目している点が特徴的である。ただ、配当処分に滞納者への配当残余金の交付も含めて換価代金等の帰属先を決定するという法的効果があるとしても、その効果は強制手続が終了した時点で消滅すると解するのが相当ではないか。」「それにもかかわらず、第一審が法的効果の存続に着目して訴えの利益を肯定したのは、裁判例の中には、差押処分の違法を理由に配当処分の取消しを求めた事案において、配当処分を取り消しても処分庁は再度適法な配当処分をすべき地位に置かれているにすぎず直ちに取立金を返還すべき義務を負うことにはならないとして訴えの利益を否定するものも見られるところ、このような事案も含めて、配当処分の取消しに係る訴えの利益を一律に肯定しようとする姿勢の表れなのかもしれない。」





27



28

**処分が存在していても不当利得返還請求を可とする考え方**

ア. 処分を無効とする考え方 (横川幸司「債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟—不当利得返還請求訴訟などによる滞納者の救済—」税務大学校論叢101号(2020年)313頁以下)  
 横川論文：差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについては、最判昭和48・4・26民集27巻3号629頁の示した定式に沿い、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がなく、出訴にもかかわらず訴えの利益が否定される滞納者に不利益を甘受させることは著しく不当であるから、無効と考えることができるとする。

イ. 不当利得返還請求のしくみの趣旨による救済とする考え方  
 裁判例の中には、不当利得返還請求制度の趣旨、総合的考慮の必要を理由とするものもある。すなわち、⑪-1盛岡地判平成24・2・1は、「不当利得制度は、財産的価値の移動が公平に反すると認められる場合に、公平の理念に従ってその利得の変動を調整するもの」であり、「行政処分の結果に関して、その財産的価値の移動が公平に反するか否か…は、行政処分が法的要件を充足しているか否かによってのみ判断されるものではなく、その他の要素も対象として考慮し、総合的に判断されるべきものである。」とする

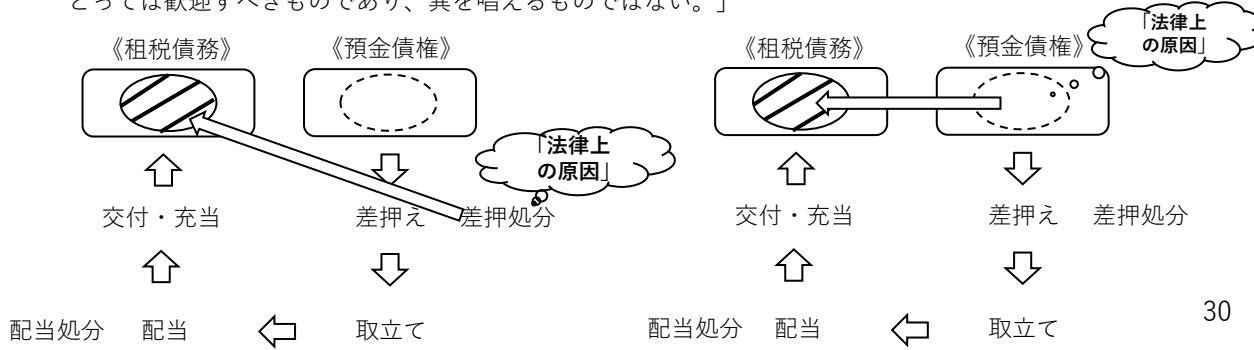
ウ. 「徴収」と「金員の保持」を区別する考え方 (大阪高判令和5・5・11「裁判取消差押処分取消請求控訴事件」新・判例解説Watch◆行政法249(2024) )  
 岩本浩史「判批」：「徴収」と「金員の保持」は別問題であるから、「徴収」のための措置である差押処分・配当処分が「金員の保持」という法効果を持たない以上、「金員の返還」を求める不当利得の返還は、差押処分・配当処分の取消しを経ることなく請求可能、とする。

**さらに、岩本・判批**

「…多くの裁判例は、差押処分が有効であっても、違法であれば不当利得返還請求権を行使できるという見解を示す。

これは、民法703条における「法律上の原因」をどのように解するかという解釈問題である。すなわち、**差押処分を取り消すことによって初めて「法律上の原因を欠く利益」となるのか、それとも、差押処分を取り消さなくても、徴収してはならない金員を取得したことをもって「法律上の原因を欠く利益」に当たると解するのか、**という問題である。

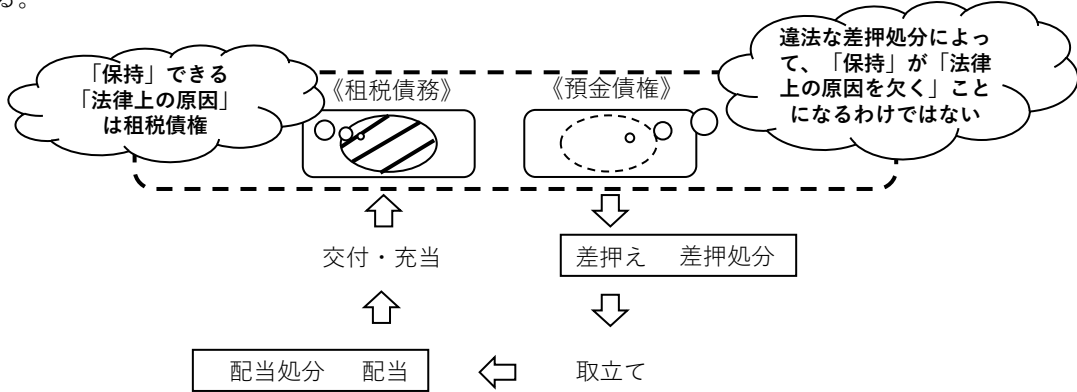
結論をいえば、いずれの解釈も成立するようと思われる。行政法研究者にとっては、違法であっても有効な行政処分による以上は「法律上の原因」のある利得である（不当利得にはならない）という解釈の方がなじみやすいようにも思われるが、本判決〔=先行訴訟控訴審判決〕が採る解釈も市民の権利保護にとっては歓迎すべきものであり、異を唱えるものではない。」



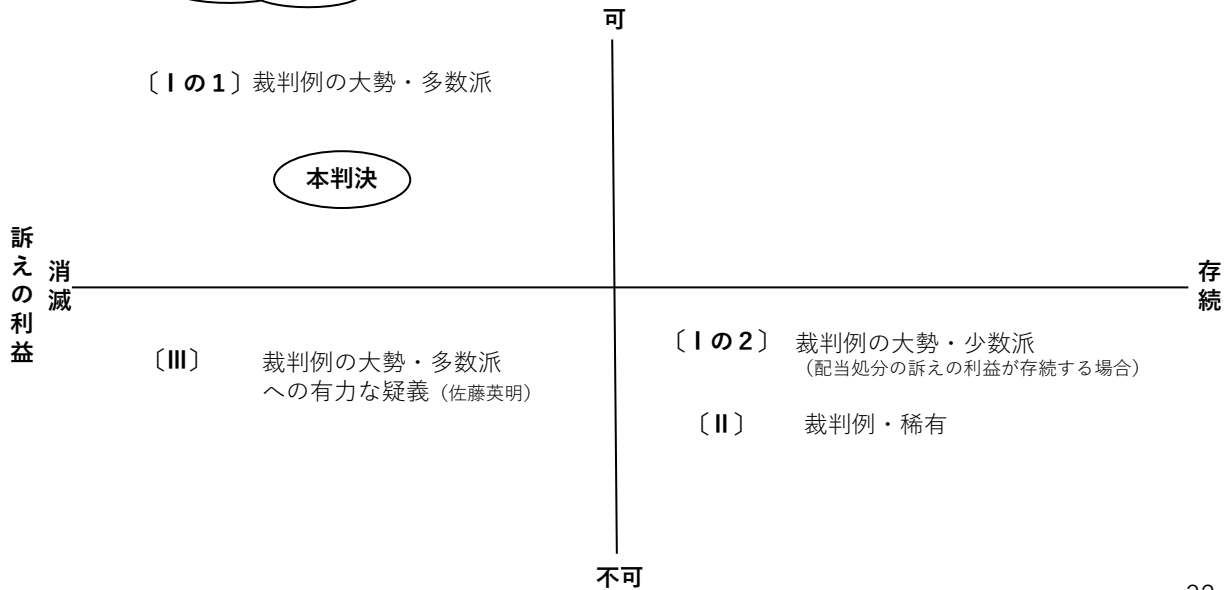
不当利得という場合の「法律上の原因」のありか（有力な疑義）

佐藤英明「判批」TKC税情33巻4号（2024年）  
9頁以下、13頁

③1-2大阪高判令和1・9・26が訴えの利益を否定する理由、「債権差押処分の取消しを経なくても、当該処分が差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができる（すなわち、債権差押処分が取り消されることは損失回復の前提条件ではない）」は、論理的に、「金銭交付後に『債権差押処分が法律上の原因となることはない』にもかかわらず、差押処分が違法であれば、それによって得られた金銭相当額が国等の不当利得となる、という理解と整合しないとし、国等が取り立てた金銭を保持できる法律上の原因は、適法な（ないしは、不可争となった）租税債権が存在することと考えるべきであるとする。



処分が取り消されず有効に存在している場合でも ○○○ 不当利得返還請求



処分が取り消されず有効に存在している場合でも ○○○ 不当利得返還請求	
訴えの利益 消滅	可 ● 租税債務の消滅という実体法効果は充当による ● 禁止財産への差押えはその時点で当初より実体法上無効=保持は「法律上の原因」を欠き、不当利得 ● 「債権差押処分の取消しを経なくても、当該処分が差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができる」 = 「金銭交付後に『債権差押処分が法律上の原因となることはない』は、 「差押処分が違法であれば、それによって得られた金銭相当額が国等の不当利得となる、という理解」と整合しない ● 「保持」できる「法律上の原因」はあくまで租税債権。違法な差押処分によって、「保持」が「法律上の原因を欠く」ことになるわけではない。
	無効と見立てられれば可能??
	不可 ● 行政処分は無効であるか又は取り消されない限り、単に債権差押処分が違法であるというだけでは、取立権限（弁済の受領権限）が失われて法律上の原因を欠くことにはならず、不当利得返還請求権を行使することはできないのではないか。
	存続
	33

33

**「法律上の原因を欠く」**

〔Ⅰ〕：徴収してはならない金員を取得したことをもって「法律上の原因を欠く利益」となる

〔Ⅱ〕：差押処分を取り消すことによって初めて「法律上の原因を欠く利益」となる

〔Ⅲ〕：「保持」の「法律上の原因」は租税債権。違法な差押処分によって「保持」が「法律上の原因を欠く」ことになるわけではない。

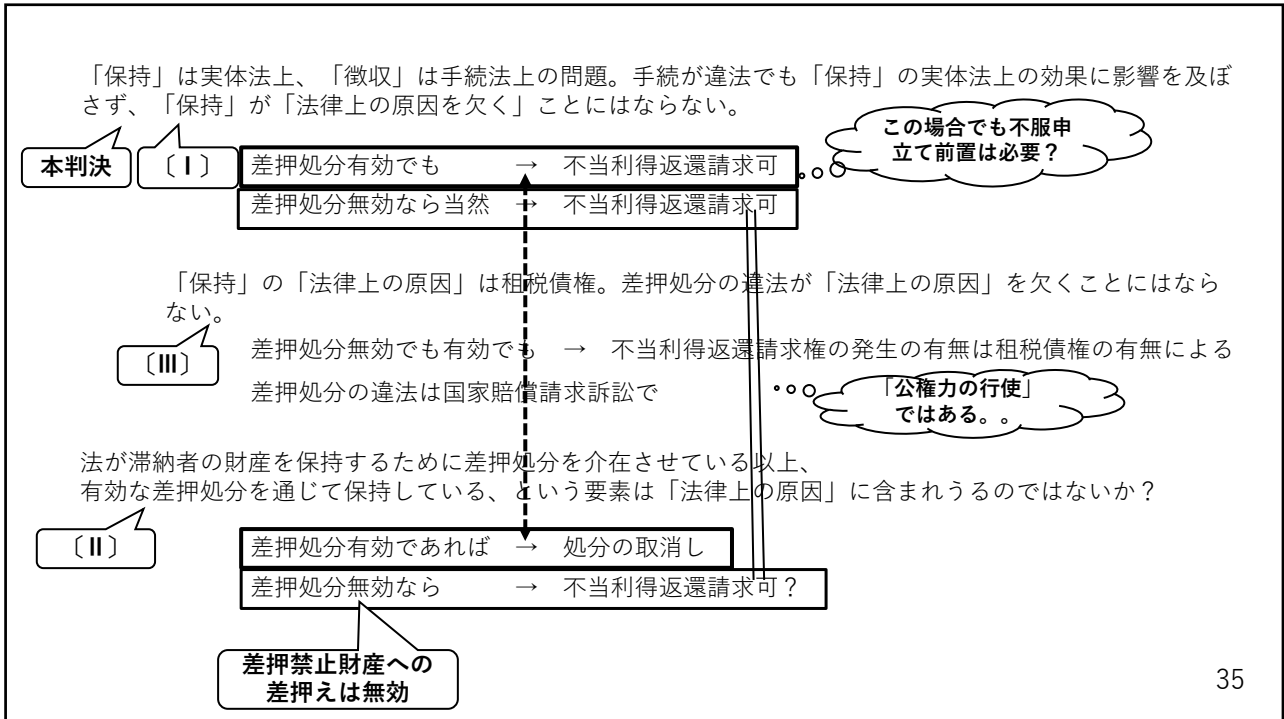
cf. 最判令和3・6・22：差押処分が無効となっても、他の滞納税があれば、差し押えていた金員は保持できる  
 (=他の滞納税に充当できる) (=不当利得とはならない)  
 (=保持する「法律上の原因」はある) (=「法律上の原因」は租税債権?)

〔Ⅲ〕?

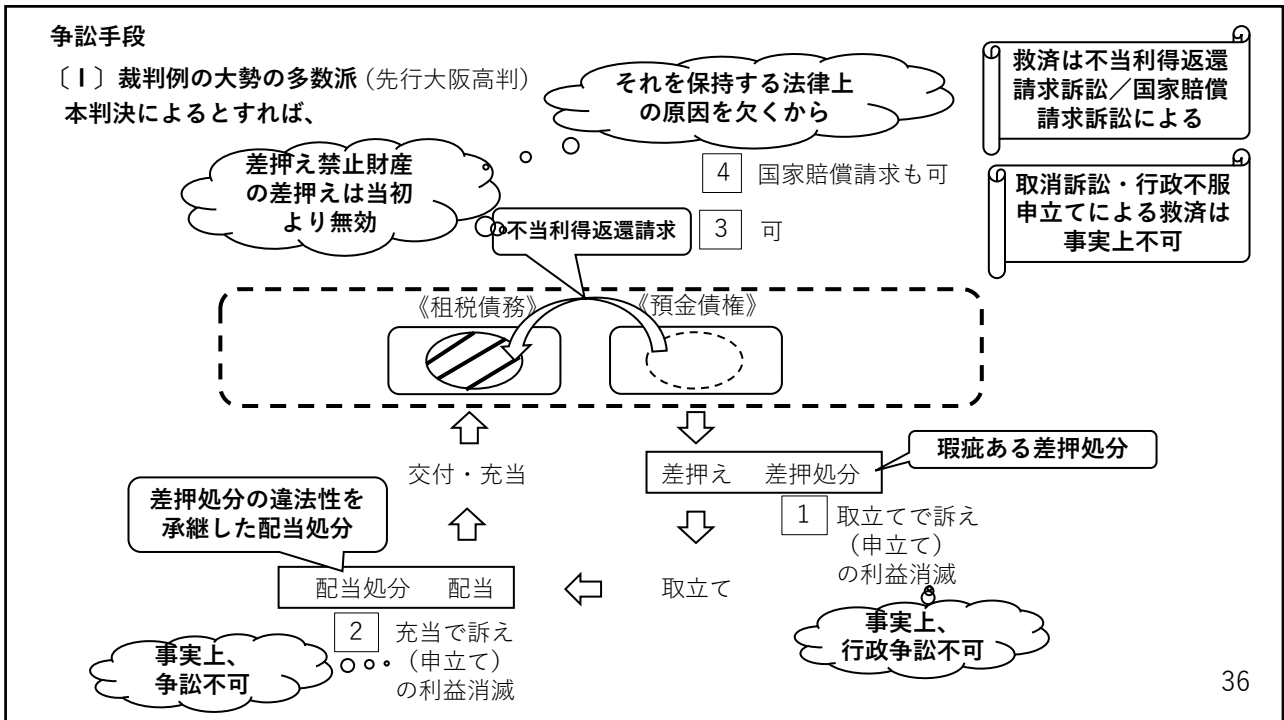
〔Ⅰ〕?

34

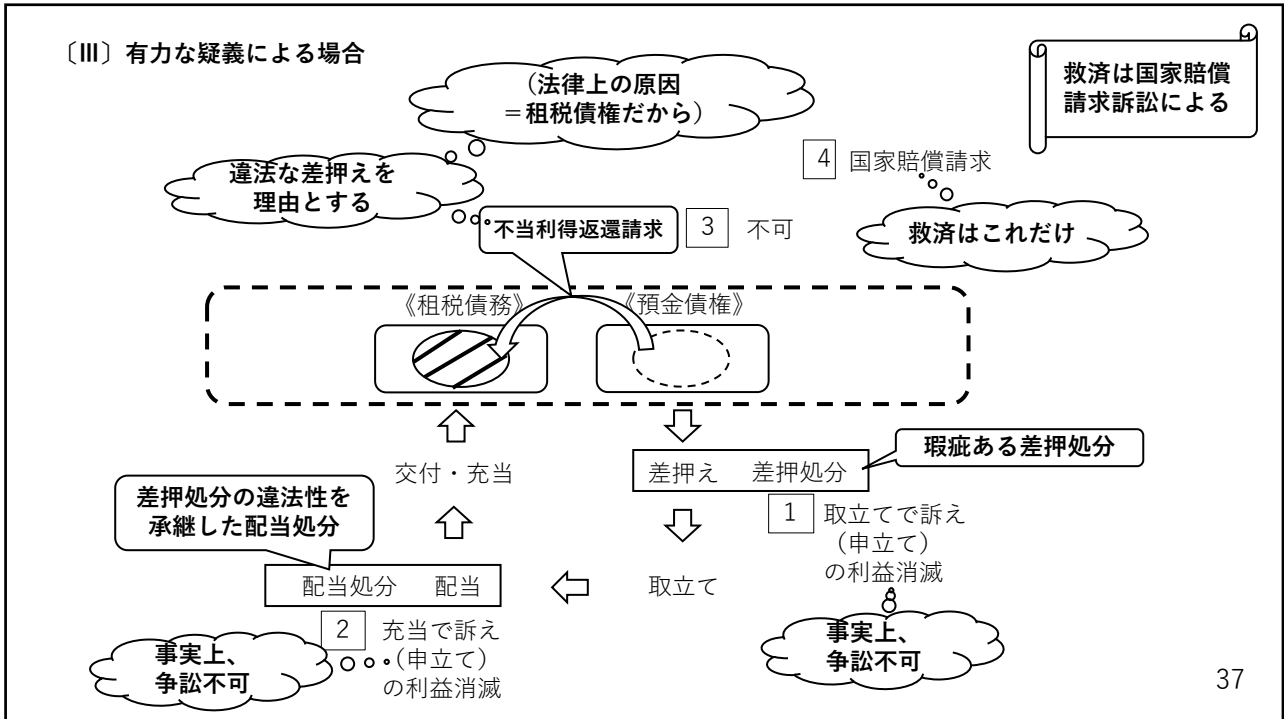
34



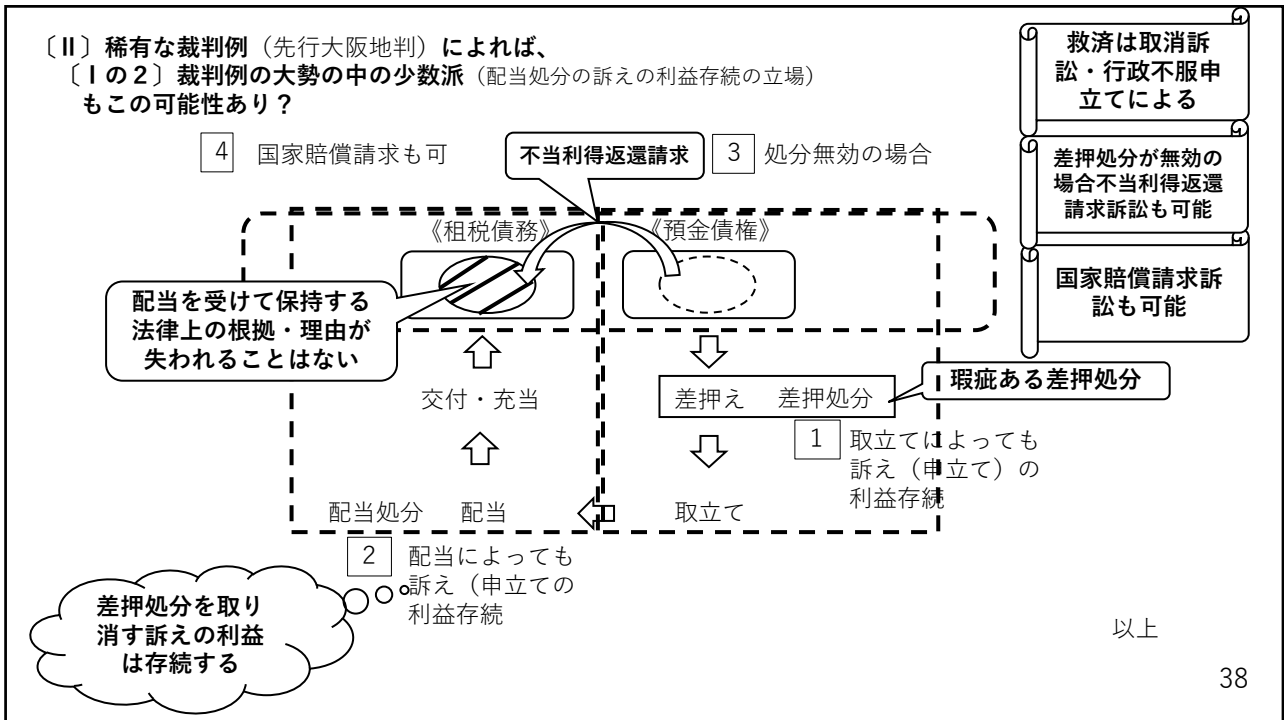
35



36



37



38